

## 「ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例」について かながわ協働推進協議会での検討の経緯と意見のまとめ

### 1 協議会の検討の経緯

平成 22 年 4 月に「ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例」が施行されてから、5 年が経過した。

同条例の附則に、条例の施行の日から 5 年を経過するごとに、条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるもの、とされている。

これを踏まえ、条例の見直しに係る意見を聴取するため、平成 26 年 8 月に多様な主体からなる協議の場である「かながわ協働推進協議会」に、条例見直し検討部会を設置することを提案し、協議会です承された。

条例見直し検討部会では、条例の趣旨や条例の対象となる「ボランティア団体等」などについてこれまで 4 回の議論を重ね、平成 27 年 8 月 31 日にかながわ協働推進協議会に検討結果を報告した。

### 2 かながわ協働推進協議会の意見

条例見直し検討部会での報告をもとに協議会で協議を行った結果、「協働推進条例の対象の拡大を検討すること」という意見が出された。

その内容は「協働推進条例第 2 条で、条例の対象となる「ボランティア団体等」とはボランティア活動に取り組む特定非営利活動法人、任意団体、個人をいう、と定められている。この対象を広げ、特定非営利活動法人、任意団体、個人に加えて、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人を対象とすることを検討されたい。なお、一般社団法人、一般財団法人のうち、法人税法上の非営利型法人に限定するかどうかについては運用の中で判断されたいらよい。」というものであった。

他に「協働条例の趣旨については、変更する必要はない」、「施策体系の見直しや協働事業の評価の方法について検討されたい」との意見があった。

### 3 今後の協働条例見直し作業について

協議会の意見を踏まえ、協働推進条例について条例見直し検討部会の協力をいただきつつ、県で検討し、平成 28 年 2 月の県議会に見直し結果を報告する。その後、平成 28 年度に協働推進条例改定作業を行い、平成 28 年度中に条例改正を行う。

### 4 かながわボランティア活動推進基金 21 条例の改定作業について

平成 27 年 5 月 25 日の第 3 回条例見直し検討部会で、「協働推進条例と基金 21 条例の対象である「ボランティア団体等」の定義が同じであることから、協働推進条例と併せて基金 21 条例の対象についても同様に拡大を検討されたい。」との意見があったことから、平成 28 年度中に基金 21 条例の改定作業を行う方向である。

< 参考 >

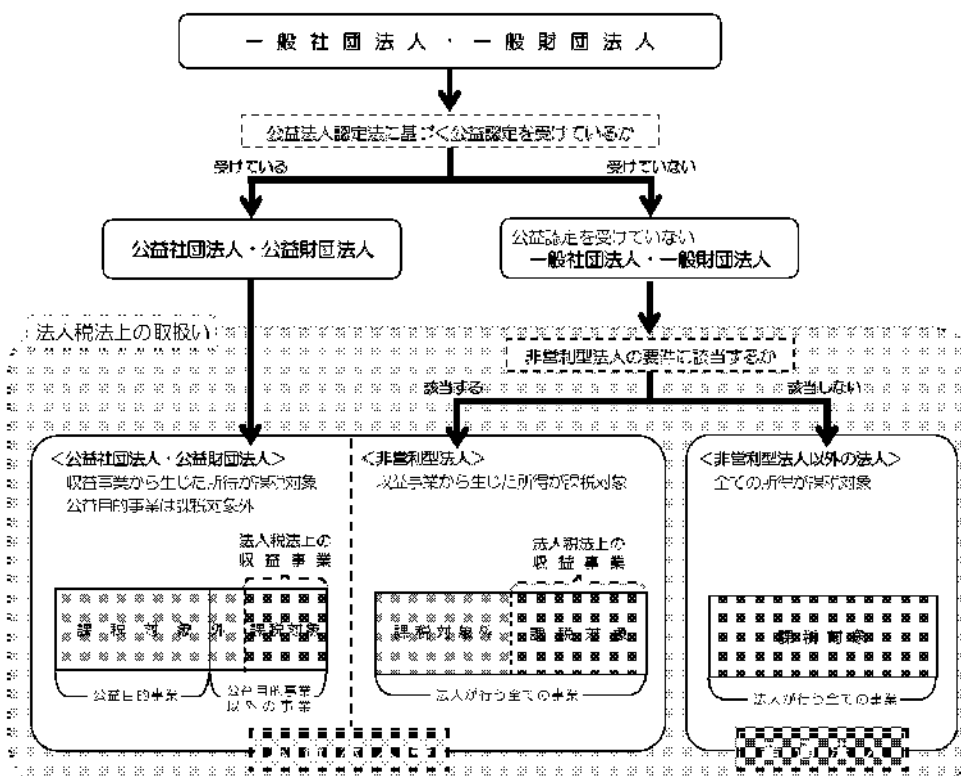
「ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例」第2条第2項

「この条例において「ボランティア団体等」とは、ボランティア活動に取り組む特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に規定する特定非営利活動法人をいう。）、法人格を持たない団体及び個人をいう。」

「かながわボランティア活動推進基金21条例」第2条

「県は、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする非営利の事業であって、次の各号のいずれにも該当しないもの（以下「公益を目的とする事業」という。）に自主的に取り組む特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）、法人格を持たない団体及び個人（以下「ボランティア団体等」という。）の活動を推進するため、かながわボランティア活動推進基金21（以下「基金」という。）を設置する。」

< 参考：法人税法上の法人区分 >



**非営利型法人の要件**

公益認定を受けていない一般社団法人・一般財団法人のうち、次の①又は②に該当するもの（それぞれの要件の全てに該当する必要があります。）は、特段の手続きを踏むことなく公益法人等である非営利型法人になります（法人税法2九の二、法人税法施行令3）。

なお、非営利型法人が、その要件のうち、一つでも該当しなくなったときには、特段の手続きを踏むことなく普通法人となりますのでご注意ください。

類 型	要 件
<b>① 非営利性が徹底された法人</b> <small>(法人税法2九の二、法人税法施行令3(1))</small>	1 剰余金の分配を行わないことを定款に定めていること。
	2 解散したときは、残余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に譲与することを定款に定めていること。
	3 上記1及び2の定款の定め違反する行為（上記1、2及び下記4の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含みます。）を行うことを決定し、又は行ったことがないこと。
	4 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること。
<b>② 共益的活動を目的とする法人</b> <small>(法人税法2九の二、法人税法施行令3(2))</small>	1 会員に共通する利益を図る活動を行うことを目的としていること。
	2 定款等に会費の定めがあること。
	3 主たる事業として収益事業を行っていないこと。
	4 定款に特定の個人又は団体に剰余金の分配を行うことを定めていないこと。
	5 解散したときにその残余財産を特定の個人又は団体に帰属させることを定款に定めていないこと。
	6 上記1から5まで及び下記7の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことがないこと。
	7 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること。